

Title	宗家文書の中より
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.3 (1926. 7) ,p.109(415)- 121(427)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260700-0109">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260700-0109</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 宗家文書の中より

筆者は學生時代舊藩主宗伯爵家の記録文書を調査した處、意外にも學界未發の多數の古文書等を發見した。其中豊公に關するものゝ大部分は曩に本誌(第四卷 第參號)に於て『伯爵宗家所藏豊公文書と朝鮮陣』と題して學界に紹介し、更に引續き、慶長拾六年辛亥孟秋二十五日附の交趾國への渡航免許朱印狀(第四卷 第四號)正徳信使改禮の教諭(第五卷 第壹號)をも紹介した。猶ほ『宗家古文書』上梓の準備中であつた。然るに伯爵家にては其の所藏の文書記類等全部を他に移管せられたので、筆者の企畫の『宗家古文書』上梓に一大打撃を蒙つた。然し幸にして右古文書調査の節若干謄寫し置いたものがあるので、今其の幾分を學界に紹介し度いと思ふ。猶ほ御斷して置くが、其の文書謄寫は筆者の古文書學を習得し初めた學生時代の事、往々誤寫かと思はれる處もあるが、最早再度容易に校合する機會を得ないので、止むを得ず疑問のしるしを附して其の儘で記した。切に諸賢の御寛容と御教示を希ふ次第である。(大正十五・六・一記)

(一)

爲乘福寺建立、至朝鮮國差渡德雲軒候、每事副別心候者、可爲喜悅候也、恐々謹言

十二月廿六日

大宰大貳大内義隆(花押)

謹上 宗 讚 岐 守 殿

○康 晴

右之書は大内義隆より對馬の島主宗讚岐守(晴康)に乘福寺建立に就いて其の寺に關係の僧侶と思はれる德雲軒を朝鮮に差渡すに付き萬事依頼を請ふた書狀である。多分對馬の文引(渡航の證明書)等を依頼したものであらう。曩に永正七年の春に、大内氏の準國王使が宗家の文引なくして渡海し、この事が起因して有名な『三浦の亂』を惹起したので、爾後我が渡海船は宗家の文引を携へて行く定めとなつた。

次にこの文書の年代を考へるに、差出の義隆の大宰大貳となつたのは天文五年五月で、彼の逆臣陶晴賢の謀叛に據つて大寧寺の露と消えたのは同十九年九月である。又宛書の宗讚岐守は晴康のことと寛政重脩諸家譜等に從へば、初め貞泰晴茂と云ひ、一族宗能登盛俊の男で、天文八年五月島主將盛の嗣となつて襲封し、十一年正月足利將軍義晴より諱字を賜はつて晴茂と改め、二十二年二月致仕し、永祿六年二月卒して居る。これ等より推察してこの文書は天文八年より同十八年迄のものであると思はれる。

次に本文中の乘福寺であるが、大内氏關係のものとしては長門吉敷郡大内村御堀に南明山乘福寺があるからこれと思ふ。この寺は大日本寺院總覽に據ると、『正和元年の創建にして開基は國守大内重弘、開山は鎮空和尚なり。建武二年後醍醐帝の勅願所たるべき綸旨を賜ひ云々』とあつて創建を正和元年とし

てあるのを見れば、この文書に『爲乗福寺建立』とあるは其の再建或は修増の意味であらう。先般乗福寺へ其の沿革竝に徳雲軒に就いて照會した處、住職荒川正隆師より左の通り教示があつたから參考迄に附記し、且つ謝意を表して置く。

乗福寺略縁起——防長國初禪林南明山乗福寺ハ周防權介重弘（元應二年庚申三月六日薨ズ、法號乗福寺殿防州大別駕道山淨惠大禪定門）ノ開基ニシテ大内祖琳聖太子遺廟ノ地ナリ。（御廟現存）大内重弘朝臣元應年中七堂伽藍ヲ建立ス、開山ハ京都南禪寺第二世南院國師ニシテ寺領千餘石ヲ賜フ。乗福寺三世創建開山鏡空和尚後醍醐天皇ヨリ勅願所ノ繪旨ヲ給フ。今ニ御宸翰有之、後柏原天皇ヨリ鏡空和尚へ被免禪師號御宸翰有之、末寺八十六ヶ寺アリ。今ハ開山塔所タリシ同照菴（山口縣吉敷郡秋穂二島村現稱聖鏡寺）一ヶ寺ヲ存スルノミ。物移リ星變リ大内氏滅亡シ毛利輝元公安藝國ヨリ移封ノ後、勅願寺ノ名稱ニ對シ菩提所格ト寺領五十三石ヲ賜フ。現在ノ伽藍ハ末寺正壽院ニシテ茲ニ乗福寺ヲ移シ、南明山ノ伽藍ハ黒田如水公因所望輝元公筑前國へ移シ乗福寺ヲ建ト云々。尊氏將軍建立三重ノ塔アリシモ燒失ス。今其地ハ塔ノ藪ト云傳ヘリ。正壽院ハ大内弘世公ノ菩提所ニシテ寛文九年春三月村内大火、客殿山門法室竝三重塔一朝ニシテ灰燼ス。其後元祿三年春毛利吉就公ノ時本堂再建今ノ乗福寺是ナリ。寺内ニ藥師如來ヲ安置セリ。是ハ琳聖太子百濟國ヨリ隨身ノ靈佛ナリ。又文珠菩薩ヲ安置ス。是ハ當寺開基重弘公守護本尊、又阿難尊者ヲ安置ス。猶大内家毛利家御判物等多シ。

御尋ネノ德雲軒ハ當時ノ住持職ナリシカ否ヤモ判明セズ、又歷代住持中ノ別號ナルヤモ不知ト存セラルモ不明ナリ。

(二)

義之字並官途事申間、任言上、指下大館兵部少輔候、次大鷹所望條、可然若鷹令到來者、可喜悅、仍小袖小鞍一口作紋桐梨地遣之、猶、昭光可申候也

七月廿一日花押○義昭

宗刑部太輔とのへ

(三)

就宗彦七望儀差下大館兵部少輔候、仍大鷹所望由申遣條、若鷹到來様馳走可悦喜、猶昭光可申候也

七月廿一日花押○義昭

佐須彦十郎とのへ

この文書は花押に據て足利義昭の書狀である事は明白である。宗家の記録の中に『御書貳通之時代相考候覺書、元祿五年壬申七月朔日考之』と云ふものがあるが、それには左の如く記してある。

一右之御書に義之字並官途の事と有之、天文永祿之比、將軍義昭公之時代ニ御家ニ而義ノ字之御實名ハ義調公也、佐須彦十郎ハ後改兵部實名調滿ト云者也、義調公ニ仕へ、天正之比、昭景義智公ノ初ノ御名

公ノ御代ニ至而、佐須伊豫盛國ニ代テ守護代ヲ勤シ者也、彦十郎江之御書ニ云、就宗彦七望儀……と有之、彦七ハ義調公ノ小字也をさな

一御書ニ宗刑部大輔とのへと有之、義調公小字ハ熊太郎、後改彦七、初ノ名者義親、稱刑部少輔御書ニハ

大輔下後改讚岐守義調宗氏家譜ニ有之見ヘタリ

右の説は宛書の宗刑部大輔を義調として居るが、寛政重脩諸家譜を見ると義調は、『天文十一年十一月萬松院義晴より諱字をあたへられて義親と稱す。二十二年正月封を襲中略永祿六年光源院義輝道正を使として來らしめ、義調を讚岐守に任ず。』とある。猶ほ諸家譜の義智の條には左の如く見えて居る。

義智（初昭景、彦三、彦七、對馬守）——『天正五年十二月靈陽院義昭より諱字を與へられ、七年義純が封を襲。』

自分はこの宛書の刑部大輔は義調の事と思ふが、今の處傍證し得る程の有力な史料が見えぬので迷つて居る。

次に他の一通の宛書佐須彦十郎は宗氏世系私記に『佐須彦十郎調滿、初名調國、後改兵部景滿、繼父職爲守護代（天正八年）』と見えて居つた。又秀吉の天正十五年九州征伐の節には宗家の使者として柳川調信、抽谷康廣と共に秀吉の太平寺の牙營に馳參する等義調の信任が厚かつた。然し義智の代となつて、天正十八年人の讒言にあひ義智の爲め刺殺された。

序で乍ら右兩文書中に『大鷹所望云々』とあるが、この大鷹おほたかは弟鷹とも書き雌鷹の事おほたかで狩獵には専らこの方を用ふる習になつて居る。宗家より將軍或は諸大名への音信として贈るものは大抵朝鮮産の虎皮豹皮或は鷹又は茶碗類である。それで宗家では朝鮮に於ける和館朝鮮ニ於ケルに鷹匠數人を置き、鷹部屋を設けて常に鷹を飼養し、又茶碗窯を築いて茶碗類を焼かせて居つた。これ等の事は餘り人に知られて居らぬから附記して置く。

(四)

大明副使蔣。承奉

欽差督察總制。提督浙江等處軍務各衙門。爲因近年以來日本各島小民。假以買賣爲名。屢犯

中國邊境。劫掠居民。奉

旨議行。浙江等處承宣布政使司。轉行本職。親詣

貴國面議。等因奉此。帶同義士蔣海。胡節忠。李御。陳桂。自舊年十一月十一日。來至五島。

由松浦博多。已往豐後

大友氏會議。卽蒙通行禁制各島賊徒。備有回文。撥船遣僧德陽首座等。進

表貢物。所有發行爾島禁賊御書見在。特行備禮。就差通事吳四郎。前詣投遞爾。卽當躰

貴國之政條。憤部民之橫行。分投遣人。嚴加禁制。不許小民私出海洋。侵擾

中國。俾邊境寧靜。鑿隙不生。共享和平之福。史冊書美。光傳百世。豈不快哉。否則奸商島民。

扇搆不已。黨類益繁。盤據海島。窺隙竊發。恐非

貴國之利。如昔年安南國陳氏之俗。可鑒矣。今特移文。併知非特爲

中國也。惟深體而速行之。希卽回文。須至咨者。

右 咨

日 本 國 對 馬 島

嘉靖參拾伍年拾壹月 初三日 (年號月の上に朱印)

□? □?

右の文書は本誌口繪に所載するもので、既に解説に於いて述べた如く、我が國民の海外飛躍を語る現存史料中特筆さる可きものゝ一であらう。明の正徳嘉靖兩年間即ち我が永正より天文に至る時代に於いて八幡船の活動は盛んで彼の沿岸民は一夜も安かに夢見る時もなく、泣く子も亦八幡船と聞いては直ちに泣き止んだとさへ傳へられる程である。本書を試みに神宮文庫本や史料編纂掛本等と比較した處、傳寫本には誤字脱字が若干あるのを發見したから、口繪に寫眞版として掲げて置いた。どうかそれに依つて充分校合せられ度い。(濕損にて不明の文字は傳寫本にて補ふ)

(五)



異國へは、む船相渡事、雖令停止、猶以堅可被申付候、若於違背之輩者、其一在所可被加御成敗者也

二月廿八日黒印<sup>○家</sup>康

對馬侍從殿

前に掲げた明將の書狀は八幡船禁止の外部よりの請願であるが、是れは内部よりの命令である。この兩文書に據つて彼我共に對馬を八幡船の根據地と目したのが容易に察せられる。八幡船の活躍は朝鮮陣後再び始まり、其の爲め豊臣の五長老は連署の文書を以て九州沿海の大名に其の禁止を嚴命したが<sup>○立</sup>花文書等<sup>參照</sup>家康の天下統一前後に於ても、猶ほ朱印船に紛れ込み度々彼岸を侵掠し、彼より其の禁遏を訴ふので、家康は其の巢窟と看做される對馬に對して禁止の嚴命を達したものと思はれる。序で乍ら本書に据ゑた家康の黒印(源家康)は大小二種の中大の部である。

(六)

御書忝頂戴仕候、抑上松浦表を御使者被仰付候之條、賀部嶋迄以小船送申候、何時茂相當之御用等可被仰聞候、此由可預御披露候、誠恐誠惶謹言

林鍾<sup>○六</sup>月三日

甲斐守喜(花押)

進上佐須彦十郎殿

(七)

畏而言上仕候、抑就御弓箭柄、不顧私慮、兼カ意分御老中迄申上候之處、被成一鷗様御納得之由、被仰下候、播面目候、此之謂道可親子之申聞候之處、誠欣悅無極之通被申事、就夫神岡山法印被差渡候、彌以御心副、向後御深甚之御返事可目出候、隨而白砂糖五十斤、茶碗五束進上仕候、奉表御祝言斗候、此旨被伺御氣色、可然様可預御披露候、誠恐誠惶謹言

十月十八日

信介 勝 秀(花押)

進上佐須兵部少輔殿

○佐須彦十郎

人々御中

(八)

從是以一人、萬々可進御禮候

如仰舊冬以神岡法印、互ニ可申承之地盤、顯神文申入候處、預御懇報候、懃悅至極候、自今已後、兩嶋無二萬代不易可申談候、殊唯今御吏僧以長壽院、御心底之通細碎承候、畏入存候、將又鷹一居太刀一腰持被懸御意候、自愛此事候、猶細ニ御使僧可爲御演說之條、令省略候、恐々謹言

四月二日

道 可(花押)

宗刑部大輔殿

○義調

參御返報

右の三文書は其の包み紙に『壹州之領主道可御入魂被仰含候御狀三通』と記されてある。この壹州の

領主道可は平戸の領主松浦隆信のことで、隆信は享祿二年に生れ、天文十年父興信の死するに及んで家を繼ぎ、永祿十年壹岐島を併せ勢力益々隆盛であつた。翌十一年薙髮して道可と號し、慶長四年閏三月七十一歳にて辛去した。隆信の子は鎮信。

この文書は宗家と松浦家と壹岐に關して干戈を交えた時の媾和成立に關する文書の一である。自分は未だ兩者の衝突に就いて調査研究を試みた事もないので、一二の書より右關係の處を拔萃して參考迄に附して置く。

寛政重脩諸家譜宗義智の條に

天正十四年二月壹岐國の兵、仁位<sup>○下</sup>を犯す。家臣等鎗川鹽戸にむかへ討てこれを敗る。三月義調兵をつかはして壹岐國を討、家臣等戰死するもの多し。

又同譜松浦隆信の條に

上松浦の波多三河守某、大村利泉、宗一鷗齋<sup>○義調</sup>等相謀て三家の兵を合せ平戸を襲はむとす。隆信を兵を率ゐる早岐にいたりてむかへた、かひ、又井手の平、廣田の兩城をきづき防戰して大に勝利を得たり。

又對馬人物志宗義調の條に

天正十四年二月壹岐の賊仁位郡を侵す。州兵迎へ戰て之を鎗川村に破る。松尾主税、佐伯將監等

斬獲の功あり。同年三月公、島和美濃<sup>○中略</sup>等を遣はして壹岐を攻む。我兵多く戦死す。利あらずして返る。義調大に兵勢を整へ再び壹岐を征して之を領し波多三河守の子息をして目代たらしめんとす。是れ波多の家老日高甲斐守壹岐を専有して波多氏の命を奉ぜず。義調三河守と善し、三河守死し子息猶ほ幼なり。三河守の妻公に請うて義兵を出せしものなり。

猶ほ當時對馬の島主は義智であるが、幼少年の爲め天正七年以來義調が國政を補佐して居つた。義調は天正十六年十二月に病死して居るから、この文書は恐らく天正十四五年のものと思はれる。宛書に宗刑部大輔とあるは宗讚岐守と書く可き處を誤つたものかと思はれる。

(九)

覺

一 嶋川内匠死罪可被申付事

付、男子不殘可爲同罪、家財は致闕所、其所に可被置之事

一 松尾七右衛門男子不殘死罪可被申付之、家財は致欠所、其所に置可被申事

一 宗讚岐儀、人を差添江戸へ可被召寄事

付、男子不殘對馬守に被成御預候、家財は闕所仕、其所に可置申事

一 柳川豊前守對馬に有之家財致闕所、其所に可被置之事

一方長老自分之財寶致欠所、其所ニ可被置之事  
一流芳院自分之財寶致闕所、其所ニ可被置之事  
以上

寛永十二亥三月十四日

伊 豆 黒印  
讚 岐 黒印  
大 炊 黒印

宗 對 馬 守 殿  
○義成

右文書には『宗讚岐、柳川豊前、方長老、流芳院、松尾七右衛門、嶋川内匠、或ハ罪科或ハ闕所仕候而、道具其所ニ可被置之由、御老中より之御書付』と附記せられてある。即ち寛永年間に起つた有名な疑獄として知られる柳川事件の判決文である。猶ほこの事件に關する文書も他に若干あるが異日に譲つて置く。

(10)

今度攘夷之決議ニ至リ、其藩之儀絶海之孤島、本邦守邊之要地、實備緊要ニ候、猶盡忠報國周施有之度候事。

正 月

就攘夷御一定者、皇國御安危實不容易儀、全國一和一國、叡慮於無遵奉者、難相成一同合心、戮力盡忠有之度、其藩兼赤心報國之聞有之候間、殊御沙汰候事。

正月

右攘夷の御沙汰書には『文久三年癸亥正月三月坊城大納言殿召在京之家人樋口致一、傳下給、同月九日到來于江戸柳原之館、畏頂戴候也』と附記せられてある。  
○坊城大納言は傳奏で、俊克と云つた。

當時藩主は義達と云つたが、この月廿五日幕府に海防に就いて建議し、翌三月上洛十六日參内して居る。

以上は宗家文書中の極く一部分であるが、若し御參考とでもなるならば望外の幸である。

武田勝藏